

総 税 都 第 1 5 号  
令 和 6 年 4 月 1 日

各道府県総務部長 殿  
東京都主税局長

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日付け総税都第20号）の一部を下記のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「軽油引取税の課税免除について」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の規定は、令和7年4月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

## 軽油引取税の課税免除についての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
一 略	一 略
二 船舶の動力源の用途（法附則第12条の2の7①I）	二 船舶の動力源の用途（法附則第12条の2の7①I）
<p>(1) 「船舶」とは、船舶法（明治32年法律第46号）の規定による船舶等が該当し、漁船、浚渫船、海上自衛隊の艦船等もこれに含まれるものであること。</p> <p><u>なお、令附則第10条の2の2第1項に規定する「専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶」とは、いわゆるプレジャーボートをいい、例えば、クルージング、釣り、ダイビング、パラセーリング等のマリレジャー等（事業として提供され、行われているものを除く。）に専ら使用する船舶がこれに該当するものであるが、これらの船舶については、免税対象から除かれていることに留意すること。</u></p> <p><u>したがって、公共用船舶、事業用船舶、交通用船舶等は、課税免除の対象となるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、事業用船舶については、船舶検査証書、事業の許可証、決算書等により事業の状況を確認し、必要に応じて事業者への聞き取りや現地調査等を行った上、総合的に勘案して判断するものであること。なお、事業者が従業員の福利厚生のために使用する船舶や接待用に使用する船舶については、課税免除の対象とならないものであるので留意すること。</u></p>	<p>(1) 「船舶」とは、船舶法（明治32年法律第46号）の規定による船舶のみならず、漁船、浚渫船、海上自衛隊の艦船等もこれに含まれるものであること。<u>なお、外国船籍の船舶の当該船舶の船用品として使用する軽油については、法第144条の5に規定する「輸出」として取り扱うものであること。</u></p>
<p>(2) <u>外国船籍の船舶の当該船舶の船用品として使用する軽油については、法第144条の5に規定する「輸出」として取り扱うものであること。</u></p>	<p>(2) 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
三 略	三 略

#### 四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅲ）

(一) 略

(二) 専用の鉄道を設置する者（令附則第10条の2の2④）

「専用の鉄道」とは、原則として、鉄道事業法第2条第6項に規定する専用鉄道をいうものであるが、製品原料等の運搬のために構内のみにおいて設置されている鉄道等もこれに含まれるものであること。なお、専用の鉄道には軌道及び索道を含めて取り扱うものであること。

(三) 専用側線において車両の入換作業を営む者（令附則第10条の2の2④）

(1) 及び(2) 略

#### 五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産業の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅳ）

(1) 及び(2) 略

(3) 令附則第10条の2の2第6項に規定する「農地の造成又は改良を主たる業務とする者」とは、土地改良区等がこれに該当するものであること。

(4) 略

(5) 令附則第10条の2の2第7項第1号には、おおむね農業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供される機械が列挙されているものであること。なお、林業を営む者が苗畑において山林用苗木の養成等のために、耕うん機を使用する場合にも課税免除の対象とされるものであること。

(6) 略

(7) 農業又は林業の用に供する機械、委託を受けて行う農作業の用に供する機械及び農地の造成又は改良の用に供する機械の取扱いについては、次の諸点に留意されたいこと。

ア 令附則第10条の2の2第7項に規定する機械は、農業、林業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供する機械がおおむ

#### 四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅲ）

(一) 略

(二) 専用の鉄道を設置する者（令附則第10条の2の2③）

「専用の鉄道」とは、原則として、鉄道事業法第2条第6項に規定する専用鉄道をいうものであるが、製品原料等の運搬のために構内のみにおいて設置されている鉄道等もこれに含まれるものであること。なお、専用の鉄道には軌道及び索道を含めて取り扱うものであること。

(三) 専用側線において車両の入換作業を営む者（令附則第10条の2の2③）

(1) 及び(2) 略

#### 五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産業の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅳ）

(1) 及び(2) 略

(3) 令附則第10条の2の2第5項に規定する「農地の造成又は改良を主たる業務とする者」とは、土地改良区等がこれに該当するものであること。

(4) 略

(5) 令附則第10条の2の2第6項第1号には、おおむね農業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供される機械が列挙されているものであること。なお、林業を営む者が苗畑において山林用苗木の養成等のために、耕うん機を使用する場合にも課税免除の対象とされるものであること。

(6) 略

(7) 農業又は林業の用に供する機械、委託を受けて行う農作業の用に供する機械及び農地の造成又は改良の用に供する機械の取扱いについては、次の諸点に留意されたいこと。

ア 令附則第10条の2の2第6項に規定する機械は、農業、林業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供する機械がおおむ

ね列挙されているものであるが、新たに製造使用される機械については、その名称にとられることなく、その機械の実態、用途等により判断されたいこと。

イ及びウ 略

六 鋳工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑧）

(一)～(十) 略

(十一) 木材加工業（規則附則第4条の7⑦）

(1)～(9) 略

(10) 「専ら木材の積卸しのために使用する機械」とは、専ら(1)から(9)までの事業における原材料、中間製品又は製品の積卸しのために使用されるものをいい、フォークリフト・フォークローダ、ショベルローダ及びクレーンがこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら木材の積卸しの用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(十二)～(十四) 略

ね列挙されているものであるが、新たに製造使用される機械については、その名称にとられることなく、その機械の実態、用途等により判断されたいこと。

イ及びウ 略

六 鋳工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）

(一)～(十) 略

(十一) 木材加工業（規則附則第4条の7⑦）

(1)～(9) 略

(10) 「専ら木材の積卸しのために使用する機械」とは、専ら(1)から(10)までの事業における原材料、中間製品又は製品の積卸しのために使用されるものをいい、フォークリフト・フォークローダ、ショベルローダ及びクレーンがこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら木材の積卸しの用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(十二)～(十四) 略